

平成14年度京都メカニズムに関する検討会開催要綱

1 目的

京都議定書においては、国別の数量化された排出削減約束の達成に係る柔軟措置として、他国における排出削減量、他国の割当量を利用できる京都メカニズムの活用を認めている。

我が国としては、「地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定。以下「大綱」という。）」により、京都メカニズムも活用することによって当該排出削減約束を達成することとしているところ。

京都メカニズムについては、気候変動枠組条約第7回締約国会合（COP7）においてその運用細則に係る国際合意が得られ、特にCDMについては早期実施の手続が定められたところであるが、国別登録簿の国際標準、小規模CDMの手続、ベースライン・モニタリング手法の詳細等については、引き続き国際的な議論に委ねられており、かつ、実態的な経験や知見の蓄積も十分ではない。

このため、大綱の趣旨も踏まえ、CDMの早期実施など当面必要となる体制を早急に整備するとともに、当該国際的な議論や他国における制度施策、取組みの実態等も勘案し、2008年以降における京都メカニズムの本格的な機能の実施に備え、京都メカニズムを活用するために必要となる制度の在り方等に関して検討を行うため、「京都メカニズムに関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) CDM・JI事業に必要となる体制整備等について
- (2) 国別登録簿の体制整備等について
- (3) その他の京都メカニズムを活用するために必要となる措置等について
相手国政府の理解促進・能力向上策等
民間事業者等による京都メカニズム活用の支援策等
- (4) 2008年以降に必要となる仕組等について
国際排出量取引等の本格実施に必要な制度の在り方等

3 構成等

- (1) 検討会は、京都メカニズムに関する学識経験を有する者、事業関係者その他の関係者のうちから、地球環境局長が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会には座長を置く。
- (3) 座長は、検討会の事務を総理する。
- (4) 検討会の会議、議事録及び資料は、座長が検討会の運営に支障をきたすと認める場合を除き、公開とする。
- (5) 検討会の運営に関する庶務は、地球環境局地球温暖化対策課において処理する。
- (6) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が環境省地球環境局長と協議の上、これを定める。